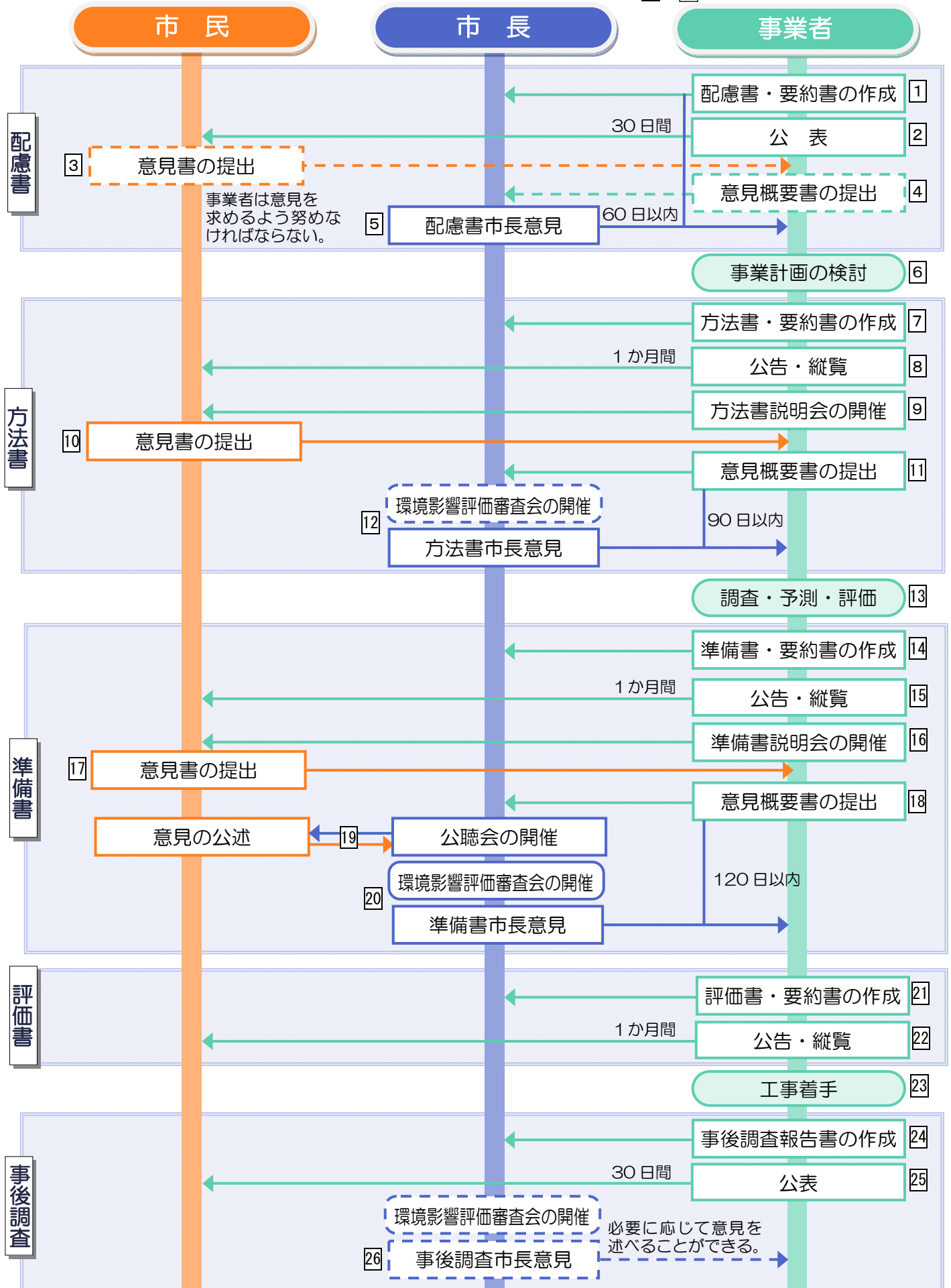


福岡市環境影響評価条例の手続の流れ

1~26 について、P4 に説明があります。



1 配慮書・要約書の作成

事業者は、事業を実施する位置等の複数案を検討する段階において、それぞれの環境影響の違いを比較した配慮書とその要約書を作成します。

2 配慮書・要約書の公表

事業者は、作成した配慮書とその要約書を、環境影響を受ける範囲であると想定される地域内で30日間公表します。また、インターネットでも公表します。

3 配慮書についての意見書の提出

事業者は、配慮書について環境の保全の見地から意見を求めるよう努めるものとします。

4 配慮書についての意見概要書の提出

事業者は、市民等から提出された意見の概要書を作成し、市長に提出します。

5 配慮書市長意見

市長は、配慮書について環境の保全の見地からの市長意見書を作成し、事業者に送付します。市長意見書の作成に当たっては、必要に応じ専門家の意見を聴きます。

6 事業計画の検討

事業者は、配慮書の結果や市民・市長の意見を踏まえ、事業計画を策定します。

7 方法書・要約書の作成

事業者は、事業の実施が周辺地域の環境に及ぼす影響について、どのような項目や方法で調査・予測・評価を行うかを記載した方法書とその要約書を作成します。

8 方法書・要約書の公告・縦覧

事業者は、方法書を作成した旨を公告し、環境影響を受ける範囲であると認められる地域内で1か月間縦覧します。また、インターネットでも公表します。

9 方法書説明会

事業者は、方法書の縦覧期間内に、環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において、方法書について説明会を開催します。

10 方法書についての意見書の提出

方法書について、環境の保全の見地から意見がある人は誰でも、公告の日から縦覧期間終了の2週間後までの間に、事業者に対し意見書を提出することができます。

11 方法書についての意見概要書の提出

事業者は、市民等から提出された意見の概要書を作成し、市長に提出します。

12 方法書市長意見

市長は、方法書について環境の保全の見地からの市長意見書を作成し、事業者に送付します。市長意見書の作成に当たっては、必要に応じ「福岡市環境影響評価審査会」（以下、審査会）の意見を聴きます。

13 調査・予測・評価

事業者は、方法書に基づき、調査した結果をもとに環境への影響を予測し、評価をします。

14 準備書・要約書の作成

事業者は、調査・予測・評価の結果について記載した準備書及びその要約書を作成します。

15 準備書・要約書の公告・縦覧

事業者は、準備書を作成した旨を公告し、環境影響を受ける範囲であると認められる地域内（以下、関係地域内）で1か月間縦覧します。また、インターネットでも公表します。

16 準備書説明会

事業者は、準備書の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書について説明会を開催します。

17 準備書についての意見書の提出

準備書について、環境の保全の見地から意見がある人は誰でも、公告の日から縦覧期間終了の2週間後までの間に、事業者に対し意見書を提出することができます。

18 準備書についての意見概要書の提出

事業者は、市民等から提出された意見の概要及び事業者の見解を作成し、市長に提出します。

19 公聴会の開催

市長は、環境の保全の見地からの意見を聴くため、関係地域の住民から要請があり、必要と認められる場合には公聴会を開催します。関係地域の住民は環境の保全の見地から意見の公述をすることができます。

20 準備書市長意見

市長は、準備書について環境の保全の見地からの市長意見書を作成し、事業者に送付します。市長意見書の作成に当たっては、審査会の意見を聴きます。

21 評価書・要約書の作成

事業者は、準備書に対する市民や市長の意見を踏まえ、必要に応じて準備書の内容に検討を加えて、評価書及びその要約書を作成します。

22 評価書・要約書の公告・縦覧

事業者は、評価書を作成した旨を公告し、関係地域内で1か月間縦覧します。また、インターネットでも公表します。

23 工事着手

事業者は、評価書を公告後、工事に着手します。（④評価書を公告するまで、工事に着手することはできません。）

24 事後調査報告書の作成

事業者は、評価書に記載した事後調査計画に基づき、工事着手後及び供用開始後に事後調査を実施し、報告書を作成します。

25 事後調査報告書の公表

事業者は、事後調査報告書を関係地域内で30日間公表します。また、インターネットでも公表します。

26 事後調査市長意見

市長は、事後調査報告書について、環境に著しい影響を及ぼすおそれがある場合などは、事業者に対し、必要な環境保全措置を講じるよう意見を述べることができます。

意見を述べるに当たっては、必要に応じて審査会の意見を聴くことができます。